平成２３年（フ）第４１９号
香川県高松市伏石町1014番地20
債務者　野﨑　幸徳
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４２０号
香川県高松市国分寺町新居301番地１　ダイアパレス国分寺壱番館102号室
債務者　齋藤美有紀（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
和歌山県御坊市湯川町丸山898番地　富安団地１号館30号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町丸山898番地
債務者　大光　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第５号
山口県美祢市豊田前町麻生下857番地
債務者　岡嶋紀久枝
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１９６号
佐賀県小城市三日月町石木241番地
債務者　大坪瑞津穂
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
佐賀県小城市小城町松尾4192番地１
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｈ棟503号
債務者　山村　一平
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
北海道苫小牧市のぞみ町２丁目５番15号　ボヌールナン102
債務者　板倉　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７２９号
千葉県野田市次木167番地６
債務者　飯島　清治
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７３０号
千葉県野田市次木167番地６
債務者　飯島あき子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８９号
千葉県柏市西柏台１丁目７番５号
債務者　大矢　しげ
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９３９号
千葉県松戸市新松戸５丁目123番地の１　スカイパーク新松戸303号
債務者　佐藤　佑太
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８号
千葉県野田市山崎2049番地の２　メルヴェイユⅢ102
債務者　染谷　英俊
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８号
千葉県松戸市小金原４丁目34番地の７　アシダアパート102号
債務者　小山　　明
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
千葉県松戸市小金原４丁目34番地の７　アシダアパート102号
債務者　小山　伸二
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２号
千葉県野田市山崎2138番地の１　クレールＹ・Ｋ　Ａ棟１号室
債務者　伊東　秀浩
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟415号
債務者　坂本　光子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部